

配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための 制度加入継続を要件化する措置（クロスコンプライアンス）の導入

農林水産省畜産局飼料課

配合飼料価格安定制度は、配合飼料を利用するほとんどの生産者が加入しており、畜産経営を安定的に行う上で重要な役割を果たしている。また、ウクライナ情勢、為替の変動等による配合飼料価格の高騰においても本制度により、畜産経営への影響を緩和している。

本制度は基金制度となっており、生産者と飼料メーカーの積立てによる通常補填基金と、国と飼料メーカーが造成する異常補填基金から補填が行われている。今般の配合飼料価格高騰により、令和2年度の第4四半期から長期間に渡って連続で生産者への補填が発動しているため、令和4年度より通常補填の財源が不足する事態となり、不足する補填原資を金融機関から借入れし、補填せざる得ない状況となっている。

今後は、生産者等による通常補填基金への積立金を原資に金融機関へ借入金の返済を行っていく必要があり、この返済を確実に履行し、制度の安定的な運営を確保するため、制度の補填の恩恵を受けた生産者（借入金を財源とする補填により飼料価格上昇緩和の恩恵を受けた生産者）の継続的な加入を確保する措置を講じる必要がある。

このため、下記により畜産関係事業に参加する際の条件として、令和5年度から生産者の配合飼料価格安定制度への継続加入を要件化しているので、事業の執行に当たって、加入の確認について御協力をお願いします。

※本制度において、平成20年に補填財源が不足し、市中銀行から借り入が発生した際には、その返済財源の確保のため、制度への継続加入を事業の参加要件とするクロスコンプライアンスを畜産関係事業に導入した。当時は借金を返済し終えた令和元年度までクロスコンプライアンスを継続した。

記

1 措置内容

対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる生産者等であって、配合飼料を利用し令和6年度に配合飼料価格安定制度に加入しているものについては、引き続き、令和7年度において、制度に加入していることを確認する。

2 対象事業

- ① 一般予算、補正予算
- ② 畜産業振興事業

※対象とならない事業

- ・ 法律に基づく事業
- ・ 受益者が特定できない技術の開発、普及啓発、市場・食肉センター等の施設整備事業
- ・ 災害や法定伝染病対応等の事業

3 対象事業参加者の考え方

対象とする事業参加者は、事業の受益者のうち「畜産経営を営んでいる個人・法人・集団」を対象とする。

4 確認の方法

事業実施機関等において、事業の申請段階等において、令和7年度の配合飼料価格安定制度の数量契約書のコピーにより継続加入を確認する。その他の、配合飼料を利用していない生産者や令和6年度から継続して未加入である生産者は、自己申告書により確認する。